[事案 16-21] 配当金請求

- ・平成 17 年 2 月 25 日 裁定受理
- ・平成17年5月24日 裁定終了
- < 申立人の主張 >

満期時に受け取った積立配当金が契約当事の設計書記載の金額と乖離している。満期時配当金が少ないのは新聞報道にあった特別配当が支払われていないためであり、その支払いを求める。

<保険会社側の主張 >

申立人は契約当時、相手方である保険会社の営業職員として勤務(26 年間)しており、設計書に記載された配当金額が確定した金額でないことは当然知っていたはずである。満期保険金のほか満期時に積立配当金ならびに消滅時特別配当金を支払っているので、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

保険会社において特別配当の過少支払があり追加支払が実施されたことは事実であるが、これに該当する契約は「転換、延長定期保険、払済保険への変更がされた契約」の一部であり、裁定審査会が契約内容について審理した結果、申立人の契約はこれに該当しないことが明らかであったことから、本件申立は理由がないと判断し、裁定書をもって裁定を終了した。